

日本卸電力取引所 取引監視・取引検証 四半期報告

平成 23 年度 夏期

－ 2011/7/1 ～ 2011/9/30 受渡分スポット取引 －
－ 2011/7/1 ～ 2011/9/30 取引分先渡取引 －

平成 23 年 11 月

一般社団法人 日本卸電力取引所
市場取引監視委員会 ・ 市場取引検証特別委員会

当資料に使用するデータおよび表現等の欠落・誤謬等につきましては、
当取引所はその責めを負いかねますのでご了承下さい。

～ はじめに ～

当取引所の市場取引監視委員会および市場取引検証特別委員会では、市場の公正性を確保するため、不公正な取引がないか監視し、また、市場の流動性を確保するため、各参加者が取引所を積極的に活用しているか、中でも日本の発電設備の大半を所有している一般電気事業者にとり取引増加に向けた相応の努力が見られるかについて検証しています。

市場取引監視委員会では、不公正取引等の疑いのある取引が見つかった場合、関係事業者への事情聴取や情報提供を求めるなどし、当該取引について詳細に調査します。詳細調査の結果、不公正取引等と認められる（あるいはその恐れのある）取引であると判断された場合、当該事業者への注意喚起、場合によっては当取引所の取引会員規程・業務規程に則った処分を実施します。

当取引所では、公正かつ有効な競争を推進する観点から、これらの監視・検証結果を一般に公開します。

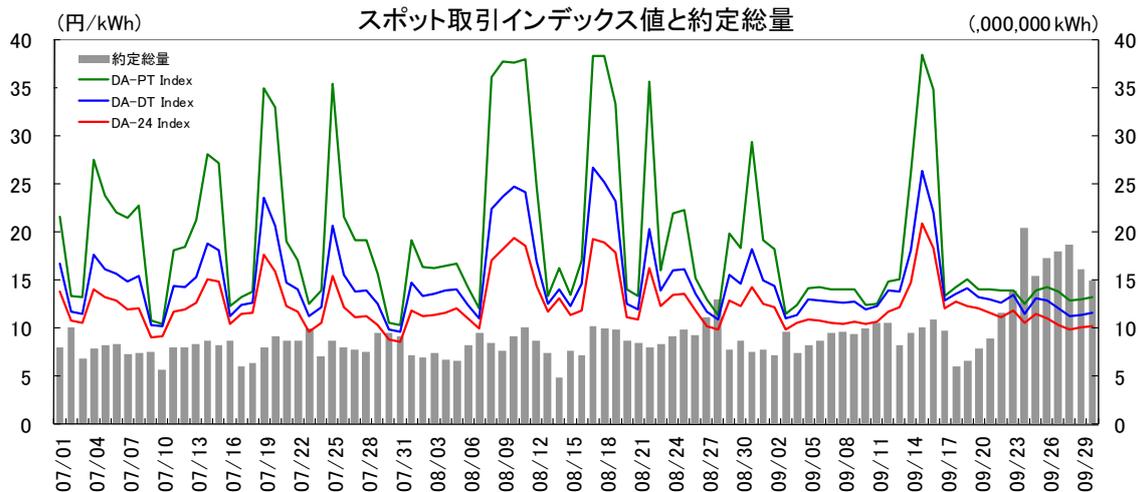
I スポット取引

1. 不公正取引の監視

市場取引監視委員会では、スポット取引において不公正な取引が行われていないか監視している。特に市場分断時など、一部の事業者の入札が取引結果にあたる影響が大きくなり易い環境下においては、個別の事業者の入札カーブの分析などを含めた詳細な調査を行っている。

《不公正取引監視実績》

(スポット取引実績)



	東日本 ¹	西日本 ¹
約定価格平均	12.74 円/kWh	12.45 円/kWh
買約定量平均	159.1 MW	226.0 MW

東西市場 分断率 ²	内訳			
	設備休止 ³	最低潮流制約	ステップ制約	空き容量超過
15.1 %	1.2 %	10.2 %	0.0 %	3.8 %

【総括】

各地で電力不足が懸念された今期、電気事業法に基づく電力使用制限が発動された東北エリア・東京エリアでは、供給力不足を補うため取引所外において一般電気事業者が特定規模電気事業者などの余剰電力を買い上げると同時に、特定規模電気事業者の不足分に対して変動範囲外インバランス料金よりも安い価格で供給を行っていたと推測される。このため東北エリア・東京エリアの特定規模電気事業者等の取引量が例年に比べ大幅に少なくなり、全体の取引量は2ヵ月間東京エリアの取引が停止されていた前期よりもやや減少するなど伸び悩んだ。

1 特に断りのない場合、「東日本」は北海道・東北・東京の3エリアを指し、価格を表す場合は東北エリアの価格で代表する。また、「西日本」は中部・北陸・関西・中国・四国・九州の6エリアを指し、価格を表す場合は関西エリアの価格で代表する。
 2 東京エリアと中部エリア間で市場が分断した商品数を全商品数で除した値を表す。
 3 周波数変換設備の空き容量が300MW（両方向の合計が600MW）より小さい状況で、潮流が空き容量の上限に達し市場分断した商品数を全商品数で除した値を表す。

一方、約定価格はシステムプライス平均が夏期の過去最高を記録するなど高値で推移した。特に需給が厳しくなる平日日中は約定価格が 35 円/kWh を超えることも珍しくなく、ピーク時間帯（13 時から 16 時）のシステムプライス平均は過去最高となった。

非常に高値となる商品が多く見られた今期であるが、価格吊り上げ等の不正な入札は見いだされなかった。

<詳細調査実績>

詳細調査実施件数 0 件

<注意喚起実績>

注意喚起実施件数 0 件

<処分実績>

処分実施件数 0 件

2. 発電部門におけるシェアが大きい事業者の取引監視

一般電気事業者・発電事業者・PPS は各々積極的に取引所を活用することが期待されるが、特に発電容量で圧倒的なシェアを有する一般電気事業者には、取引量増加に向けた相応の努力が期待されている。

また、発電部門におけるシェアが大きい電気事業者は、当取引所内の取引においても、単独、又は他の電気事業者と協調して取引量および価格を自己に有利に設定できる可能性があり、このような支配的事業者の行動の検証は市場の公正性確保において非常に重要となる。

以上の観点から、市場取引監視委員会ならびに市場取引検証特別委員会では、発電部門におけるシェアが大きい事業者の取引行為を特に注視し検証している。

《取引監視実績》

(一般電気事業者の売入札価格と約定量)

一般電気事業者の約定量の全体に占める割合や、ある量での売入札価格を調査し、入札価格の水準を検証した。

基準量売入札価格 ⁴ 平均	11.47 円/kWh
売約定量合計	163,283,000 kWh (19.2 %)
買約定量合計	466,531,000 kWh (54.9 %)

※ 括弧内は全約定量に占める割合

⁴ スポット市場に投入された一般電気事業者の売入札を合成したときの、その合成された売入札におけるある量（非公開）での入札価格を指す。なお、合成された売入札が「ある量」に満たない場合の基準量売入札価格は 40 円/kWh としている。

(システムプライスと仮想約定量入札価格)

売り／買いの入札から見て、仮に約定量がより多かったとしたら約定価格はどの程度上昇／下落していたかを試算するなどし、売買入札にどの程度の厚みがあったかを検証した。

システムプライス平均	12.50 円/kWh
仮想約定量売入札価格 ⁵ 平均	15.32 円/kWh
仮想約定量買入札価格 ⁵ 平均	11.75 円/kWh

【総括】

全国的に需給が厳しかった今期であるが、多くの一般電気事業者は自社の需給状況に応じ、買いだけでなく売りでもある程度の約定量が見られるなど、市場流動性確保への一定の貢献が見られた。ただし、一部には、合理的になし得ると推測される貢献がないと疑われる事業者もあり、今後の積極的な取引が期待される。

<詳細調査実績>

詳細調査実施件数 0 件

<注意喚起実績>

注意喚起実施件数 0 件

<処分実績>

処分実施件数 0 件

⁵ 市場分断がないと仮定したときの約定量を 1.1 倍した仮想的な約定量での売/買入札価格（一般電気事業者以外の入札を含む）を表す。また、総入札量が「仮想的な約定量」に満たない場合の仮想約定量売入札価格は 40 円/kWh、仮想約定量買入札価格は 0 円/kWh としている。

II 先渡取引

1. 不公正取引の監視

市場取引監視委員会では、先渡取引（先渡市場取引・先渡定型取引）において、仮装取引やカルテル等の不公正な取引が行われていないか監視している。

《不公正取引の監視実績》

（先渡市場取引 約定実績）

商品名	平均約定価格 ⁶	約定件数	約定量合計
MW1136DT	30.00 円/kWh	1 件	210,000 kWh
MW1137DT	30.00 円/kWh	1 件	210,000 kWh

（先渡定型取引 約定実績）

～ 約定なし ～

【総括】

先渡市場取引・先渡定型取引ともに不正な入札は見出されなかった。

〈詳細調査実績〉

詳細調査実施件数 0 件

〈注意喚起実績〉

注意喚起実施件数 0 件

〈処分実績〉

処分実施件数 0 件

⁶ 約定価格の合計値を約定件数で除した値を表す。

2. 発電部門におけるシェアが大きい事業者の取引監視

市場取引検証特別委員会では、主として、発電容量で圧倒的なシェアを有する一般電気事業者の、先渡取引の取引量増加に向けた相応の努力について検証している。

《取引監視実績》

【総括】

全国的な電力需給のひっ迫懸念を反映してか、先渡取引への買入札は多く見られるようになったが、売入札はほとんど見られなくなった。

一般電気事業者以外の参加者も含め、供給余力のある事業者の積極的な先渡取引活用を期待する。

〈詳細調査実績〉

詳細調査実施件数 0 件

〈注意喚起実績〉

注意喚起実施件数 0 件

〈処分実績〉

処分実施件数 0 件

以上